

令和7年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和7年12月23日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和7年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
報告第2号 和解について	5
清水忍枚方東消防署長の提案理由の説明	5
認定第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	6
菊地武久会計管理者の提案理由の説明	6
認定第1号採決	9
議案第17号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	9
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	9
議案第17号採決	10
議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	10
三橋慶一予防部長の提案理由の説明	10
長友克由議員の質疑	11
三橋慶一予防部長の答弁	12
長友克由議員の再質疑	12
三橋慶一予防部長の答弁	13
長友克由議員の再質疑（要望）	13
議案第18号採決	14
議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	14
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	14
議案第20号採決	16
議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	17
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	17
八尾善之議員の質疑	18
三橋慶一予防部長の答弁	18
八尾善之議員の再質疑	19
三橋慶一予防部長の答弁	19
八尾善之議員の再質疑	20
三橋慶一予防部長の答弁	20
八尾善之議員の討論	21

令和7年12月23日（火）

令和7年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和7年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和7年12月23日（火）

出席議員（16名）

1番	泉	大介	7番	佐田	あゆ美	13番	藤田	幸久
2番	奥	大輔	8番	高見	雄介	14番	松岡	ちひろ
3番	奥野	美佳	9番	千葉	雅民	15番	松本	佑介
4番	川口	肇人	10番	長友	克由	16番	八尾	善之
5番	北川	千尋	11番	西尾	勝成			
6番	坂口	安喜子	12番	板東	敬治			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	高橋	利昌
副管理者	広瀬	慶輔	予防部長	三橋	慶一
副管理者	小山	隆	枚方消防署長	太田	健児
会計管理者	菊地	武久	枚方東消防署長	清水	忍
消防長	伊藤	高博	寝屋川消防署長	山内	崇
消防次長	小嶋	悦喜	枚方市危機管理部長	新内	昌子
総務部長	吉岡	良和	寝屋川市危機管理部長	林	竜也

議 事 日 程（令和 7 年12月23日 午前10時00分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 2 号 和解について
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 6 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第17号 令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第19号 令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 中 村 淳 生

(午前10時00分)

○奥大輔議長 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、年末で何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和7年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年末のお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、本消防組合職員が飲酒による不祥事を起こし、議員の皆様をはじめ、市民の皆様からの信用を損ねる事態となりましたことを、心からお詫び申し上げます。今回の不祥事を組織全体の問題と捉え、再発防止に向けて、コンプライアンスの徹底と市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

さて、12月8日、青森県東方沖を震源とした最大震度6強の地震が発生し、多くの住宅に被害が発生しました。被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

この地震の影響により、大規模地震が発生する可能性が平常時より相対的に高まっているとして、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。現時点では、この注意情報に伴う、政府からの特別な注意を呼びかける期間は終了しましたが、地震をはじめとする自然災害はいつどこで発生するか分かりません。いかなる事態にも的確に対応できるよう、引き続き備えを徹底し、消防防災体制の一層の強化に取り組んでまいります。

また、本年中の火災件数は、12月22日時点で142件と、昨年と比べ減少し、死者数は昨年から7名減少し、1名となりました。

一方、救急件数につきましては、現時点で既に4万件を超えています。昨年と比較し、ほぼ横ばいですが、高止まりの状況にあります。救急需要への対応は、引き続き本消防組合における喫緊の課題であると認識しており、救急需要予測などを踏まえ、多角的な視点から効果的な対策を検討し、実施してまいります。

それでは、本日の定例会でございますが、専決報告、決算認定のほか、4件の議案を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただ

きますようお願い申し上げます。

結びに、この1年間、消防行政運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○奥大輔議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○中村淳生事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和6年度令和7年5月分及び令和7年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○奥大輔議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく、本定例会の会議録署名議員について、3番奥野美佳議員、5番北川千尋議員の2名を指名します。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○中村淳生事務局長 議事日程

- | | |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第2号 和解について |
| 日程第3 | 認定第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第17号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 一般質問 |

以上です。

○奥大輔議長 ただいま報告させました議事日程により、会議を進めます。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 報告第2号 和解についてを議題とします。

専決第1号 和解についての提案理由の説明を求めます。

清水枚方東消防署長。

○清水忍枚方東消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

2ページをご覧ください。

事案の内容につきましては、令和7年8月3日日曜日9時52分覚知の中高層建物火災に出動した枚方東消防署楠葉出張所配備の梯子車が現場引揚げ途上のT字路において右折のため一旦停止し、再発進しようとした際に、右後方から梯子車を追い越そうとした相手方の運転する普通乗用車と接触し、梯子車の右側収納庫シャッター及び後部座席ステップ付近と相手方車両の左側フロントフェンダー及び左側ミラーが損傷したものでございます。

損害賠償につきましては、令和7年10月9日に和解が成立し、各自それぞれ損害額を負担する自損自弁として、枚方寝屋川消防組合は相手方に対し本件事故による賠償をしないとしたものでございます。

参考資料としまして、3ページに事故現場の見取図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因といたしましては、相手方が、T字路で一旦停止した梯子車のハザードランプが点灯していると誤認して追い越そうとしたこと、また、梯子車の再発進時に機

関員が右側方及び右後方の確認を怠り、相手方車両に気づかず、発生したものでございます。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方に深くおわび申し上げます。事故後、直ちに車両運行責任者等に対しまして注意喚起をするとともに、全署員にも改めて再発防止のため、車両安全運行要領、車両誘導要領を徹底するように指導したところでございます。今後も引き続き、事故防止に対する職員の意識啓発に努めてまいります。

以上、専決第1号のご報告とさせていただきます。

○奥大輔議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第2号の和解についてを終結いたします。

日程第3 認定第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊地会計管理者。

○菊地武久会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員会のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の4ページをお開きください。

初めに、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第10款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページ最下段の収入済額76億6,519万8,565円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページ最下段の支出済額75億5,414万2,325円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は1億1,105万6,240円でございます。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源は4,479万6,900円で、実質

収支額は6,625万9,340円の黒字となっております。

内容につきましては、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、13ページ左から3列目に記載のとおり、73億9,150万4,089円でございます。

内訳といたしましては、枚方市及び寝屋川市の構成両市からの負担金として、それぞれ44億5,729万8,000円及び28億3,947万3,000円、また、交野市からの消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担金9,473万3,089円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は591万6,800円で、主に危険物関係許可申請手数料などでございます。

次に、14ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金は1,824万8,967円で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

第4款 府支出金は2,062万5,000円で、内容といたしましては、府補助金として、消防ヘリコプター運営補助金でございます。

次に、第5款 財産収入は185万3,130円で、これは第1項 財産売却収入のタンク車2台及び救急車1台の売却によるものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

第6款 寄附金収入はございません。

第7款 繰入金は225万5,000円で、枚方寝屋川消防組合消防救急基金の繰入金でございます。

第8款 諸収入は2,016万5,318円で、預金利子として60円、18ページに移りまして、雑入として、構成両市への派遣職員の人件費分など2,016万5,258円でございます。

第9款 組合債は、消防車両等の購入に係るもので、2,740万円でございます。

第10款 繰越金は1億7,723万261円で、これは前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり、76億6,519万8,565円でございます。

次に、歳出でございますが、20ページをお開き願います。

第1款 議会費の支出済額は、21ページ左から3列目に記載のとおり、276万4,305円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は111万6,804円で、ページをおめくりいただき、23ページ記載の特別職報酬61万2,000円のほか、公平委員会委員報酬18万6,000円及び監査委員報酬14万6,025円などがございます。

第3款 消防費は71億975万8,691円でございます。

その内訳でございますが、24ページをお開きください。

消防費のうち、第1目 常備消防費70億5,925万2,382円の主な内訳といたしましては、25ページの第1節 報酬2,233万4,502円から、27ページに移りまして、第5節 災害補償費7万3,100円までの人件費のほか、ページをおめくりいただきまして、29ページの第12節 委託料として、消防情報システムの保守などに係る2億2,654万9,267円、第13節 使用料及び賃借料として、消防情報システムの機器借上げなどに係る9,316万8,540円、第17節 備品購入費として、消防用機械器具等の購入に係る3,589万3,516円でございます。

第18節 負担金補助及び交付金として、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などに係る1億5,950万7,911円でございます。

なお、第11節 役務費のうち、新車購入に係る車両無線等移設料で繰越明許費212万1,900円を令和7年度に繰り越しております。

30ページをお開きください。

第2目 非常備消防費は96万8,202円で、両市消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は4,953万8,107円で、各消防署の改修工事等に係る費用でございます。

なお、第17節 備品購入費につきましては、救助工作車1台、救急車1台の購入費を支出予定でございましたが、繰越明許費として2億2,092万4,000円を令和7年度に繰り越しております。

次に、第4款 公債費は4億4,050万2,525円で、新消防本部の庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金及び支払い利子でございます。

32ページをお開き願います。

第5款 予備費でございますが、予算現額1,000万円で執行はございません。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり、75億5,414万2,325円でございます。

次に、少しページをおめくりいただきまして、43ページをご覧ください。

4の基金でございますが、枚方寝屋川消防組合消防救急基金の年度末現在額は1,998万8,600円で、前年度末と比較して225万5,000円の減額となっております。これは高度蘇生用訓練人形を購入するに当たり、当該基金を取り崩し、購入費用に充当したことによるものでございます。

なお、38ページ以降には、先ほどご説明いたしました基金を含め「財産に関する調書」を添付しておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、認定第1号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第17号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第17号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和8年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の5ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の追加につきましては、「第1表 債務負担行為補正」により

ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など、合わせて14件を設定するものでございます。8ページから11ページに「債務負担行為に関する調書」を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 ただいま上程いただきました議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書12ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

本案につきましては、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、条例改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが15ページをお開き願います。

目次に第3章の3林野火災の予防を追加するものでございます。

第29条は、本条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものでございます。

第29条の8は、林野火災に関する注意報の発令や区域内での火の使用制限、制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることを明確にするため、条文を追加するものでございます。

恐れ入りますが、16ページをお開き願います。

同じく新たに追加する第29条の9は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について明確にするものでございます。

第42条の3は、改正に伴う所要の整理でございます。

17ページをご覧ください。

第45条第1号は、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするもので、同条第2項として、火災とまぎらわしい煙等を発生する行為等の対象となる期間及び区域を指定することができるとする規定を追加するものでございます。

恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和8年1月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

長友議員。

○長友克由議員 ただいま上程された議案第18号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてお尋ねします。

火災予防条例の改正により、一定の気象状況になった際には、対象区域の枚方市の氷室校区に対して林野火災注意報が発令され、火の使用制限の努力義務が課せられます。また、林野火災警報が発令された場合は、さらに強い権限として、火の使用制限

が課せられることとなります。

市民に野焼き禁止等の制限を与えることとなりますが、令和8年1月1日施行と期限が短い中、該当する区域の市民や登山者、災害活動を担われる消防団には、どのような形での周知や広報が行われるのかお尋ねします。

また、注意報や警報が発令された場合は、どのような周知、広報が行われるのかお聞かせください。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 長友議員のご質問にお答えいたします。

区域住民への説明については、校区の自治会長を通じて、林野火災注意報や警報が発令されると制限される行為をはじめ、発令対象区域や発令時の注意喚起をまとめたリーフレットを回覧し、周知させていただくとともに、財産区の区長の方にもご連絡させていただきます。

登山者の方々につきましては、枚方市野外活動センターにご協力いただき、周知させていただきます。

また、消防組合のホームページやSNSを通じても周知いたします。枚方市消防団におきましても、管轄となる氷室分団に対して説明を行ってまいります。

次に、林野火災注意報や警報の発令状況については、消防組合のホームページやSNS、また、枚方市のホームページ上でも確認できるよう進めてまいります。

さらに、林野火災警報が発令された場合は、津田山周辺区域を管轄する消防小隊による車両巡回広報と併せまして、枚方東消防署と氷室消防出張所に懸垂幕を掲出し、市民の皆様幅広く周知してまいります。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

長友議員。

○長友克由議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

条例が令和8年1月1日施行で、時間の余裕はありませんので、対象区域の方々には迅速かつ丁寧に周知、広報していただきたいと思っております。

次に、対象区域にある枚方市野外活動センターについてですが、子供から老人まで誰でも使用可能で、四季を通して自然体験やアウトドア活動をすることができます。その中ではバーベキューやキャンプファイアも行われますが、野外活動センターへの

周知や広報、また利用者がいる中で警報や注意報が発令された場合は、どのようなことを指導されるのか。

また、地域で野焼きをされている方々についても、どのように指導されるのかお聞かせください。特に、注意報や警報が発令されているときに消防署に届出を持ってこられた場合や、既に届出を出されている場合の指導等についてもお聞かせください。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 長友議員の2回目のご質問にお答えいたします。

林野火災警報が発令された場合に、野外活動センターの利用者に対しての周知方法は、野外活動センターから警報が発令された場合の火気の使用の制限についてリーフレットを活用し、周知していただきます。野外活動センターへは、警報が発令された場合に消防から電話連絡するようにいたします。

野焼き等の届出関係につきましては、届出の提出時に林野火災注意報及び警報についてリーフレットを配付し説明し、周知してまいります。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

長友議員。

○長友克由議員 3回目は要望です。

林野火災警報が発令し、楽しいキャンプファイアやたき火の途中で火の制限がかかり、利用者とのトラブルが起きないように、枚方市や野外活動センターと連携して、事前に利用者に周知、理解してもらえよう徹底をよろしくお願いします。

野焼きに関しても、地域の自治会長を通じて地元農家の方々にもしっかりと周知していただきたいと要望します。

対象区域の氷室校区の穂谷地域では、約半世紀前に大規模な山林火災が発災し、地元の消防団、氷室分団とも連携し消火活動を行いました。完全に鎮火するのに約1週間かかったと聞いています。氷室分団は炊き出しや車両誘導など様々な後方支援を行ったとのことですが、不具合もたくさんあったと聞いています。その教訓を生かし、毎年、山林火災防ぎょ訓練が本署と地元氷室分団で行われていますが、山林火災はもとより、これからは、南海トラフ大地震も近い将来必ず起こると言われております。消防団とは今後より一層の連携を図っていただきたいと要望します。

また、この際申し上げますが、氷室分団では地形的な関係で現在のMCA無線は使

えず、非常時参集訓練のときも苦勞しています。MCA無線はサービスが終了すると聞いていますが、その後の代替サービスをしっかりと整備していただいて、いざというときのため本署と消防団がしっかりと連携できるよう整備を行ってほしいと要望して、私の質疑を終わります。

○奥大輔議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書16ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和7年人事院勧告及び構成市の改正に準じ、本消防組合においても給与改正を行うものでございます。

本案に係る勧告の主な内容といたしまして、採用市場での競争力向上のための初任給の大幅な引上げ、若年層に重点を置いた月例給の引上げ、特別給の引上げ、通勤手当等の改定でございます。

改正後の給与条例に基づく消防職給料表につきましては追加議案書の18ページ及び

19ページに、行政職給料表につきましては20ページから22ページに、会計年度任用職員の行政職給料表につきましては24ページ及び25ページに掲載しております。

その他の改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

それでは、29ページをお開き願います。

改正条例の第1条 給与条例関係ですが、第28条は、宿日直手当について300円引き上げるものでございます。

第34条は、自動車等使用者に対する通勤手当について、通勤距離区分ごとに200円から1,500円までの幅で引き上げるものでございます。

第36条は、令和7年12月期の期末手当の支給月数の引上げを行うもので、支給率を正職員は「100分の127.5」に、再任用職員は「100分の72.5」に、第37条は、令和7年12月期の勤勉手当の支給月数の引上げを行うもので、支給率を正職員は「100分の107.5」に、再任用職員は「100分の52.5」に引き上げるものでございます。

改正条例の第2条 給与条例関係ですが、第30条は、超過勤務手当の支給に係る一月の勤務時間数に1時間未満の端数がある場合の切り捨てまたは切り上げる取扱いを行わないこととするものでございます。

第36条は、令和8年度以降の期末手当の支給率を、正職員は「100分の126.25」に、再任用職員は「100分の71.25」に改めるものでございます。

第37条は、令和8年度以降の勤勉手当の支給率を、正職員は「100分の106.25」に、再任用職員は「100分の51.25」に改めるものでございます。

改正条例の第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係ですが、第8条は、令和7年12月期の期末手当の支給月数の引上げを行うもので、その支給率を「100分の127.5」に改めるものでございます。

第25条は、令和7年12月期の勤勉手当の支給月数の引上げを行うもので、その支給率を「100分の107.5」に改めるものでございます。

34ページをお開き願います。

改正条例の第4条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係ですが、第8条は、令和8年度以降の期末手当の支給率を「100分の126.25」に改めるものでございます。

第25条は、令和8年度以降の勤勉手当の支給率を「100分の106.25」に改めるものでございます。

改正条例の第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係ですが、第4条は、特定任期付職員の給与について、各号給の給料月額を引き上げるものでございます。

第5条は、特定任期付職員の令和8年度以降の期末手当について、その支給率を「100分の232.5」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、26ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、改正条例第2条、第4条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行し、その他の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、改正条例第1条及び第3条の規定について、遡及適用及び給与の内払について定めたもので、改正条例第1条の宿日直手当、通勤手当及び給料表の改正規定並びに通年任用の会計年度任用職員に適用する場合における改正条例第3条の給料表の改正規定は令和7年4月1日から、改正条例第1条及び改正条例第3条の期末手当及び勤勉手当の改正規定は同年12月1日から適用するものでございます。この場合において、改正前の各条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払とみなすものです。

第3項は、消防職給料表の改正に伴い、号給を切り替えるものでございます。

第4項は、令和8年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員の給料月額及び基本報酬の額を、従前の例によるものとしてございます。

なお、本改正により必要となる人件費は、おおむね1億9,000万円でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、議案第20号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)の提案理由をご説明を申し上げます。

本補正予算の内容といたしまして、令和7年人事院勧告に伴う給与条例の改正による人件費の増額をはじめ、人件費の精算、起震車の入札不落による減額などを合わせまして、歳入歳出予算を増額補正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,400万4,000円を追加しまして、補正後の総額を103億3,666万3,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」に基づきましてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を補正前の28億5,260万円から、5,510万円を減額いたしまして、27億9,750万円に変更するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、1億2,910万4,000円増額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を7,879万8,000円、寝屋川市負担金を5,030万6,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、第9款 組合債、第1項 組合債を5,510万円減額するものでございます。これは、起震車更新に係る入札不落に伴うものでございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書8ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を7,400万4,000円増額するものでございます。内訳といたしまして、まず、人件費でございますが、給料を6,875万1,000円、職員手当等を6,669万2,000円増額、共済費等を55万4,000円減額するものでございます。

また、消防施設費では、起震車更新に係る入札不落により、備品購入費で6,088万5,000円を減額するものでございます。

11ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、14ページと15ページに「地方債に関する調書」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

八尾議員。

○八尾善之議員 ただいま上程されました議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）の8ページの第3目 消防施設費、消防車両等購入費の起震車購入費マイナス6,088万5,000円について伺います。

今回、起震車の入札不落による減額ということですが、大阪府内の消防で起震車を所有している団体、起震車の活用実績、今後の整備についてどのようなお考えなのか、まず伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 八尾議員のご質問にお答えいたします。

大阪府下消防本部で起震車を所有している団体は、大阪市、堺市、本消防組合の3団体となります。起震車は地域の自主防災訓練や出初式などのイベントで活用しており、年間の稼働回数は約30回、1回当たり約100人から150人の市民の方に地震体験をしていただいております。令和7年度に起震車を整備することができませんでしたが、本消防組合といたしましては、地震防災対策の学習及び広報の一環として、広く市民の皆様が地震の揺れを疑似体験し、地震防災意識の高揚を図ることにより、災害時に適切な行動を取ることで地域の自助、共助を醸成するために必要な車両であると考えていることから、令和8年度予算に起震車購入費を要求してまいりたいと考えております。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

八尾議員。

○八尾善之議員 答弁を受けまして、2回目の質疑をいたします。

起震車が大阪府下において大阪市、堺市と本消防組合の3団体しか所有しておらず、防災体験のための貴重なものであることは、一定理解をいたしました。一方、6,000万円以上という高額な車両に対して、年間約30回、1回当たり100人から150人という活用実績は、費用対効果の観点から十分とは言えない状況ではないかと感じております。

また、今回は入札不落による減額補正ですけれども、令和8年度に再度予算要求される際には、さらに高額になることも予想されます。

そこで、近隣の消防本部や大阪府下の複数団体と広域的に共同購入し、経費を分担することで、より効率的な整備ができないのか、消防組合の見解を伺います。

また、起震車のレンタルやリースといった方法は検討されたのでしょうか。レンタルであれば、初期投資を大幅に抑えられるだけでなく、維持管理費も不要となります。また、技術革新により新型車両が開発された場合でも、常に最新の機能を備えた起震車で市民の皆様に体験いただくことができる可能性があると考えます。

起震車は消防車両のように緊急出動するものではありませんので、訓練やイベントの日程は事前に計画を立てることが可能であります。必要なときに必要な期間だけ借りるという運用であれば、年間約30回程度の稼働であっても十分対応できるのではないかと考えます。

購入とレンタル、それぞれのメリット・デメリット、費用対効果についてどのような検討をされたのかも併せて伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 八尾議員の2回目のご質問にお答えいたします。

現在の起震車の運用については、枚方市、寝屋川市で実施される自主防災訓練や出初式、各種広報イベントなどで活用しており、他団体との共同購入となりますと、使用頻度の高い土日祝日などにおける活用が困難になると考えられます。

起震車のレンタルについては、整備した場合との経費の比較、予約方法、活用方法などの検討を行いました。起震車のレンタルを取り扱っている事業所が数少なく、経費や予約方法についても課題があることから、令和7年度予算で起震車を整備して

いく判断になったものです。

今後は、火災予防広報イベントや、平日に実施されている小中学校での避難訓練等におきまして若年層への防災教育に役立てるなど、これまで以上に積極的に活用してまいります。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

八尾議員。

○八尾善之議員 それでは、3回目の質疑をいたします。

只今のご答弁で、他団体との共同購入になりますと、使用頻度の高い土日祝日などにおいては活用が困難になるというのであれば、レンタルやリースを真剣に検討しなければならないと考えます。レンタルには予約の問題があると思いますが、それらは工夫次第で解決できる問題ではないかと感じております。

そこで、もう少し具体的に伺います。

まず、費用面についてですが、購入した場合とレンタルした場合の具体的な費用比較は行われたのでしょうか。

購入する場合、6,000万円以上の車両価格に加えて、車検、保険、修繕費、保管場所の維持費など、様々な維持管理費が毎年発生いたします。一方、レンタルの場合、1回約20万円程度と仮定して、年間約30回であれば600万円、10年間でも6,000万円であります。しかも、維持管理費は一切かかりません。また、6,000万円以上という高額な投資を決定する前に、具体的な数字に基づいた費用比較は必須ではないでしょうか。

さらに、予約の問題についてですが、年間約30回程度の使用であれば、年度当初に年間計画を立てて早期に予約することで十分対応できるのではないかと考えます。また、レンタル業者と年間契約を結ぶことで、優先的に確保できる可能性や、1回当たりの単価を下げられる可能性もあるかと思えます。

このような具体的な方策について検討されたのかと、また、購入とレンタルの費用比較を具体的な数字で示していただけるのか伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 八尾議員の3回目のご質問にお答えいたします。

まず、レンタル業者との年間契約につきましては、具体的な検討はしておりませんが、起震車のレンタルを取り扱っている事業所が数少なく、困難であると認識してい

ます。

購入とレンタルの費用比較でございますが、現行の起震車は平成18年に導入し、約20年運用しておりますので、新たに整備する起震車につきましても、20年以上運用したいと考えております。

レンタルに係る経費といたしましては、1回当たり車両のレンタル代15万円と、オペレーター費用7万円、さらに車両運搬費用が別途必要となります。年間30回の稼働で660万円以上、20年間で1億3,200万円以上となり、整備費用6,088万5,000円に加えて、車検、重量税などのランニングコストを加えましても、レンタルよりも整備した場合のほうが経費を抑えることができると考えております。

○奥大輔議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

八尾議員。

○八尾善之議員 それでは、本補正予算は、起震車の入札不落により6,088万5,000円を減額するものであり、予算の執行という観点から賛成するものであります。

しかしながら、令和8年度予算において起震車購入費が再度要求される予定であることについては、幾つかの懸念を申し上げます。

第1に、費用対効果についてであります。起震車は6,000万円を超える高額な車両でありながら、現在の稼働実績は年間約30回です。今回の入札不落により6,088万5,000円が減額されましたが、これは予定価格と入札価格の間に大きな乖離があったということだと考えます。この金額差の要因については、本来であれば詳細にたずねるところではありますが、今回は指摘にとどめておきます。

また、答弁によれば、20年間の運用を想定されているとのことですが、20年間で60回の稼働となるということです。令和8年度予算では、今回の車両価格6,088万5,000円より高額になることが予想され、これに20年間の維持管理費を加えたトータルコストを考えますと、1回当たりの実質的なコストは相当に高額なものになると考えます。車検、保険、修繕費、起震装置の専門的な保守点検費用、保管場所の維持費など、総コストは購入価格を大きく上回る可能性があります。

第2に、代替手段の検討が不十分であるという点です。

答弁では、レンタル費用が1回当たり22万円で、20年間で1億3,200万円以上となり、購入のほうが経費を抑えることができるということでございました。

しかしながら、この試算は問題があると考えます。購入する場合の維持管理費について、「車検、重量税などのランニングコスト」としか言及されていませんが、実際には20年間にわたって、先ほど申し上げました車検費用、これは2年ごとだと思うので10回、各種保険、起震装置の専門的な保守点検費用、そして修繕費、これが特に運用期間が長くなればなるほど高額になってくる可能性があります。そして、保管場所の維持管理費、車両管理の人件費など、相当な金額が発生いたします。具体的な金額が示されていない以上、本当にレンタルよりも安いのか判断ができないところでもあります。

また、答弁では「レンタル業者との年間契約については具体的な検討はしていない」とのことでした。申し訳ないですけれども、交渉もせずに「困難である」と結論づけるのは拙速であると私は考えます。年間契約や複数年契約により単価が下がる可能性、ほかの消防組合と共同でレンタル契約をすることで、優先予約枠を確保する可能性など、具体的な交渉を行うべきであります。

さらに、レンタルであれば、常に最新の設備で市民に体験していただけるというメリットもあるのではないのでしょうか。

広域共同購入についても、「使用頻度の高い土日祝日などにおける活用が困難になる」ということでしたが、年間契約を立てることで調整は可能であると考えます。本消防組合から積極的に提案し、費用分担のメリットを説明することで、検討していただける可能性を探るべきであります。

加えて、答弁によれば、大阪府下の消防本部で起震車を保有しているのは、大阪市、堺市と本消防組合の3団体のみということですが、それ以外の多くの消防本部がどのように地震防災意識の高揚を図っているのか、その取組や効果についても調査検討すべきであります。起震車以外にも効果的な防災教育の方法があるのであれば、それらも含めて総合的に判断する必要があると考えます。

第3に、稼働実績向上の具体的な計画が示されていない点であります。

答弁では「これまで以上に積極的に活用する」とのことでしたが、現在の年間約30回を何回に増やすのか、具体的な数値目標は示されていません。高額な投資を行う以上、費用対効果を最大化するための明確な計画が必要であると感じます。

第4に、今回の入札不落を再検討の機会とすべき点であります。

今回の入札不落は、購入という方針を再検討する絶好の機会であります。限られた財源を最も効果的に活用することが強く求められています。

以上を踏まえ、次のことを強く求めておきたいと思えます。

1つ目、近隣消防本部や大阪府下の消防本部に対して広域共同購入の提案を行い、費用分担による効率的な整備の可能性を探ること。

2つ目、レンタル業者と年間契約や複数年契約について実際に交渉し、複数の業者から見積りを取り、購入後の維持管理費を含めた20年間のトータルコストで詳細に比較すること。

3つ目、ほかの自治体でのレンタル活用事例や広域共同購入の事例を調査し、予約や使用調整の問題をどのように解決しているのか調査検討すること。

4つ目、起震車を保有していない大阪府下の消防本部における地震防災教育の取組を調査し、起震車以外の効果的な方法についても検討すること。

5つ目、稼働実績を向上させるための具体的な計画を数値目標を含めて明確にすること。

6つ目、購入した場合の20年間の維持管理費の詳細な見込みを算出し、車両価格と合わせたトータルコストを示すこと。

そして、これら1つ目から6つ目の検証結果を議会に報告し、購入と広域共同購入、そしてレンタル、それぞれのメリット・デメリット、20年間のトータルコストを具体的な数字で示した上で、なぜ単独購入が最善なのか説明責任を果たすことを強く求めておきます。

市民の皆様の大切な税金を使うわけですから、最も効果的な方法を選択していただくよう強く求めます。

今後、令和8年度予算の審議においては、これらの点について十分検証がなされるか厳しくチェックしてまいりますと申し上げまして、今回の議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）についての賛成討論といたします。

○奥大輔議長 これをもって討論を終結します。

これから、議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、松岡ちひろ議員、奥野美佳議員、北川千尋議員から通告がありました。

松岡ちひろ議員の質問を許可します。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。早速ですが、私のほうから、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思えます。

先日の協議会では、交野市と現在、広域化について協議を行っており、両市で検討終了後、今年度中に連絡することになると報告がありました。

そこでお伺いしたいのですが、インターネットで公表されている消防庁の令和7年1月付の資料では、広域化を実施した消防本部の約7割が人口10万人未満との記載があり、広域化を進める大勢は人口数万人の自治体のようであります。現在、枚方寝屋川消防組合の管轄人口は、人口減少化と言ってみたところで約60万人規模であり、交野市が加われば、管轄人口は70万人程度まで膨らみます。大雨や地震などによる大規模災害が続く中で、さらに管轄人口を増やすことへは不安も感じるところであります。

国などからは適正となる管轄人口と面積については示されていないのか、お聞きいたします。

また、管轄人口70万人以上の規模で広域化を実施している消防本部は全国にどの程度あるのかお聞かせいただきまして、1回目の質問とさせていただきたいと思えます。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 松岡議員のご質問にお答えいたします。

管轄人口と面積につきましては、適正な管轄人口と面積という明確な、全国一律の基準は国から示されておりませんが、市町村の消防の広域化に関する基本指針では、人口30万人以上を1つの目標とすることが適当とされていることに加えて、人口密度や交通事情など地域の実情を考慮することを推進しています。

次に、人口規模70万人以上80万人未満の消防本部は全国に6消防本部ありますが、このうち、消防広域化によって2以上の市町村が消防事務を共同して処理している消

防本部は埼玉西部消防局が該当します。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 ただいまの答弁によりますと、消防広域化検討について、現状では、70万人以上80万人未満の消防本部は6か所あるが、消防の広域化によって2以上の市町村で消防事務を共同処理している消防本部は1か所だけだということでありました。つまり、本消防組合の広域化を進めることは、国の適当という範囲を大きく超えたものであります。あまりにも大きくなります。現在の人口においては時期尚早と言えるのではないのでしょうか。こういった意見を述べておきたいと思えます。

そもそも、第3次将来構想計画では、明確に交野市との広域化検討が示されてはいたものの実施せず、続く第4次将来構想計画では、示されたのは交野市消防本部と消防指令業務の共同運用を開始したいというものでありました。その後の第5次将来構想計画でも、広域化の記載があるものの、交野市という示し方はしておられません。

改めて、広域化は市民の安心や安全、命に関わる問題であり、私たち日本共産党市議団といたしましては疑問だと言わざるを得ませんが、しっかりと国の適当とされる範囲以上となるような広域化だということもお示しをしながら、市民からもご意見をいただくべきだと要望しておきたいと思えます。

次に、枚方市内では、新名神高速道路建設に伴い、周辺においては大規模倉庫があらこちらで今建設がされております。今も計画段階の大型の物流倉庫があり、倉庫火災などによる住宅への影響などの不安を感じております。また、協議会でも少しお聞きいたしましたが、新名神高速道路の地下部分の消防対応は枚方寝屋川消防組合だということであり、新名神高速道路のシールド径は17.68mで、これは世界最大のトンネルの大きさだと示されています。トンネル全長約3km、片側車線3車線の6車線構造であります。

これらの大規模な物流倉庫やトンネルの火災などに対する消防体制について、消防組合としてはどのようにお考えかお伺いいたします。

また、楠葉地域には、現在既に地上41階総戸数488戸のタワーマンションがありますが、さらに地上43階542戸のタワーマンションの建設予定がされており、2026年春には販売を始める予定とされています。

樟葉駅前にタワーマンションが2つ並ぶこととなりますが、このようなタワーマン

ションでの火災についても、消防組合としてどのように対応していくのかお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

高橋警防部長。

○高橋利昌警防部長 松岡議員の2回目のご質問にお答えします。

議員お示しのとおり、大規模倉庫や新名神のトンネル、高層ビル化など、都市の発展、構造の変化によって災害の複雑化、多様化が懸念されています。大規模な物流倉庫やタワーマンションの火災に対しましては、各建物に応じた活動方針や消防活動上必要な情報を記載した警防計画を策定し、災害現場で活用しております。

特に大規模倉庫で火災が発生した場合は、消火活動が困難となることから、屋内への進入管理や緊急時の携帯警報器の活用など、安全管理を徹底して活動しております。

トンネルにおける災害への対応につきましては、令和8年度以降に設置される新名神高速道路のインターチェンジを管轄する消防本部間での連絡協議会に本消防組合も参画し、出動体制や災害対応、活動要領について調整を図ってまいります。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 3回目ですので、意見、要望をしておきたいと思います。

例えば、新名神高速道路は国の事業です。市域のトンネルの大きさは世界最大級と言われており、どんなに浅いところであっても、建物にすれば5階から7階程度の地下であり、上下6車線の車が通るといわけです。エレベーターで地下に下りると言われているものの、地下での消防活動は、経験が少ないのではないのでしょうか。これで市民の、いや国民の安心・安全を守れるのかと非常に不安も感じるところであります。

また、新名神高速道路は地下断層を通ります。私たち日本共産党としては、最新の知見で対策を講じることをNEXCOにも求めておりますが、実際の設計内容は示されておりませんので、安全が確保されているのだろうかということではございません。

それにしても、お聞きする限りでは、全国に例がない大きさであろうが、国の事業であろうが、消防体制強化のための費用を特別に国から財政措置がされるというものではないようであります。新名神は2027年度開通と言われておりましたが、先日工期

の延長が示されました。令和8年以降には管轄する消防本部間で連絡協議会が設置されるということです。少し時間の余裕もできました。工事中の事故などの不安もありますが、安全に消防活動ができるよう必要な消防体制の確保を強く求めておきたいと思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○**奥大輔議長** これにて松岡ちひろ議員の質問を終結いたします。

次に、奥野美佳議員の質問を許可します。

奥野議員。

○**奥野美佳議員** 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告に従い、現枚方消防署の建て替えについて質問させていただきます。

まず、市駅周辺への消防出張所の整備について、市駅周辺における適正な消防体制の在り方についての観点から伺います。

前回の一般質問において私は、昼夜を問わず人口・人流が集中し、高層建築物、集客施設、木造密集地域が混在する市内屈指の高リスクのエリアである枚方市駅周辺から消防署機能が失われることの問題点を指摘しました。これに対し消防長からは、「増え続ける救急需要に対応するために救急車を配備することはもちろんのこと、枚方市駅周辺で再開発が進んでいる中、今後の消防需要について考慮し、消防力の適正配置の実現に向け検討する」との答弁がありました。

その後、救急機能に限定した施設ではなく、さきの全員協議会において、「枚方市駅周辺の消防・救急需要に対応するために、現在の枚方消防署付近に、消防車1台と救急車1台を常備する消防出張所『(仮称)枚方市駅前出張所』を設置する」という整備案が示されました。現枚方消防署が所管する地域にもお知らせいただいております。目の前にあった「枚方消防署」がなくなる、消防施設がなくなるという強い危機感を抱かれた地域住民にとっては、一定の安心感につながるものであり、その点は評価しております。

しかし、示されているのは、消防車1台、救急車1台だけを常備する出張所であり、指揮機能、救助機能、予防行政の拠点機能を担う「消防署」とは明確に異なります。本来、消防施設の配置は、単なる出動件数への対応ではなく、「火災・救助・救急を統合的に運用する初動体制」「大規模・複合災害時の指揮・後方支援機能」「高層建築物、木造密集地域等に対する専門的な予防行政」「地域防災拠点としての役割」といった観

点を踏まえて判断されるべきであると考えます。

総務省消防庁が発行した「令和6年版消防白書」には、「全火災の出火原因の75.2%は失火」で、住宅火災の死者発生状況は、「午前0時～6時、18時～20時の時間帯」が多く、「65歳以上の高齢者の死者数は74.5%」。年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に「81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の4.1倍」、また、「死者の40.6%は、『病氣・身体不自由』が11.1%、『熟睡』が6.5%など、『逃げ遅れ』による」と示されています。夜中に発生した住宅火災において、逃げ遅れた高齢者が火や煙にまかれてお亡くなりになる。こうした実情が見えてくるのではないのでしょうか。

最近では、山林、また、大分市の佐賀関火災など密集市街地での大規模火災も発生しています。香港の超高層マンション群の大規模火災には非常に驚かされました。

冒頭、管理者より、「救急需要への対応は喫緊の課題である」との挨拶がありました。近年、こうした救急需要の増大と火災出動件数の減少を理由として、消防体制の縮小や機能分離を容認するかのような風潮があるように感じられますが、「火災件数が減っていること」と「消防署機能の必要性」は全く別次元の問題です。特に、高齢化の進行、高齢者の単身世帯の増加などに伴い、夜間の住宅火災、逃げ遅れによる人的被害など、初動体制の遅れが直ちに人命に直結するリスクはむしろ高まっていると考えます。

また、超高層建築物における「避難困難性」など、超高層ゆえの火災リスクに対しては、法令等に基づく点検、住民の防災意識や消火対応能力の向上など、消防署が予防行政として強化しなければいけないことも数多くあると考えます。

そこで、市役所に隣接し、市域で最も災害リスクが集積している枚方市駅周辺について、消防・救急・救助、さらに予防についても一体的に担う「消防署」を設置することこそが、消防力の適正配置の観点から最も合理的であると考えますが、消防組合としての見解を伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

伊藤消防長。

○伊藤高博消防長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

これまでもお示ししておりますとおり、消防力の整備指針では、署所の設置位置として、広範囲に消防ポンプ自動車到着できるよう道路交通状況等を勘案して、署所が

市街地内にバランスよく配置されていることが重要であるとされております。

これらを踏まえた上で、枚方消防署の建替候補地である旧中宮北小学校跡地は、立地、面積など消防が求める条件を満たす候補地案として枚方市に選定していただいたもので、消防力の適正配置の観点からも合理的であると認識しております。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 消防長は、「消防力の適正配置の観点からも合理的」と答弁されましたが、その理由を「広範囲の署所から消防ポンプ自動車到着できるような市街地内にバランスよく配置されていれば、それでいいのだ」というように矮小化されているのではありませんか。

消防力の整備指針の中でも言及されている「道路交通状況等を勘案して」という言葉には、その中に当然のこととして現地到着時間や初動における投入可能な消防隊規模の問題が含まれていると考えます。

救急対応だけでなく、消火・救助活動においても「時間との戦い」が極めて重要なものだと私は理解しています。そして、地域特性に応じた対応装備・能力も当然に重要です。枚方市駅周辺から枚方公園に広がる所管地域は、再開発などによる高度利用が進み、昼夜間ともに人口密度が高い街区と老朽市街地が混在する地域です。また、それゆえに予防行政上の課題も極めて大きい所管地域となっています。

そうした役割を担わなければならない消防署を切り分け、縮減し、道路交通状況の問題点も省みず分散させた結果として、何が失われるのかという観点が、答弁からは一切読み取れません。

枚方消防署の建替候補地である旧中宮北小学校跡地は、枚方市に選定していただいたものだから、消防力の適正配置の観点からも合理的な候補地案なんだという答弁は、市政の都合から提案されたにすぎない用地に消防体制問題をすり合わせた単なる「付度」にすぎません。

「消防行政」としての専門的判断によって、枚方市駅周辺における消防体制が「出張所で足りる」と結論づけるのであれば、どのようなリスクが想定され、どのような機能が不足するのか、そして、どのような代替手段で確実に補完できるのかについて、具体的に示す責任があるのではないのでしょうか。それも示さないのであれば、将来、万が一、大きな被害が発生した際に、被災者や現場の消防隊員に対して合わせる顔が

ないのではないかと指摘しておきます。

次の質問です。

消防施設の再配置と更新の考え方及び整備スケジュールについて伺います。

まず、私の考えを述べさせていただきます。私は、市駅周辺には出張所ではなく消防署を配置し、一方で中宮北小学校跡地には、渚出張所の移転建て替えに加え、訓練施設や物資保管施設を集約的に整備することで、平時・災害時の双方に対応できる後方拠点として機能させることが、市域全体の消防力を面的に強化する上で望ましいと考えます。

近年の火災出動件数の減少に伴い、若手消防職員等に対する実際の火災現場での対応の承継が困難になってきていることからこそ、訓練施設の整備・充実が肝要との話も聞きます。

一方、老朽化し、耐震性能にも課題を抱える、昭和46年（1971年）築の現枚方消防署については、遠隔地移転や機能縮小ではなく、現枚方消防署の隣接地である⑤街区において、消防署として更新整備することが、消防力の適正配置の観点から最も合理的であると考えます。

そこで、改めて、市域全体の消防施設の再配置と更新についての見解を伺います。

消防力の適正配置を第一義とするならば、必要なのは「検討を続ける」という抽象的な姿勢ではなく、「どの機能を、どこに、いつまでに整備するのか」という具体的な方針とスケジュールを明確にすることです。

とりわけ、現枚方消防署は、老朽化と耐震性能不足により使用制限が生じているフロアもあり、消防活動の安全性、職員の生命・健康の確保という点で、看過できない課題を抱えています。このような施設を使用し続けながら、更新の方向性や時期を明示しないことは、消防力の低下というリスクを組織として放置しているに等しいのではないのでしょうか。

また、全員協議会では、「枚方市駅周辺の消防・救急需要に対応するために、消防出張所が整備されるまでの間、現在の枚方消防署の庁舎の一部を活用して暫定的に運用する」との説明がありましたが、老朽・耐震上の課題を抱える施設を前提とした「暫定運用」が、どの程度の期間を想定しているのか、また、安全性をどのように担保するのかは全く示されていません。

そこで、現枚方消防署の建て替え及び市駅周辺の消防施設の整備について、「基本的

な方向性を確定する時期」「施設規模・機能の整理」「設計・整備に着手する時期」「整備完了までの間の暫定措置」について、現時点での見通しと考え方について伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

伊藤消防長。

○伊藤高博消防長 奥野議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、市域全体の消防施設の再配置と更新といたしましては、枚方消防署の移転を旧中宮北小学校の跡地を候補地として進めておりますが、渚出張所から近隣の位置にあり、渚出張所の統合ということも視野に入れ、署所の再編を検討してまいりました。

また、移転後の枚方市駅周辺地域における消防・救急需要に対して迅速に対応するために、これまで、救急ステーションの設置を含む署所の再編について検討してきたところですが、今後の消防需要、消防力適正配置に係る調査・研究の結果などを踏まえ、現在の枚方消防署付近に消防ポンプ車1台と救急車1台を常備する消防出張所の設置を枚方市に要望したところです。

消防署所の整備スケジュール等につきましては、引き続き、枚方市の関係機関と調整・協議を行い、整備時期などの見通しが立った時点で、適宜お示ししていく考えでございます。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 「要望している」「見通しが立った時点で示す」という内容に終始しており、判断と責任を他主体と将来に先送りする姿勢が露骨であると言わざるを得ません。

繰り返しになりますが、消防施設の配置や更新は、「火災・救助・救急を統合的に運用する初動体制」「大規模・複合災害時の指揮・後方支援機能」「高層建築物、木造密集地域等に対する専門的な予防行政」「地域防災拠点としての役割」といった観点を踏まえて判断されるべきであり、市の土地利用や庁舎整備の都合に従属すべきものではありません。あくまでも、消防組合は、専門性と公益性に基づき、「この体制では市民の命が守れない」という判断を主体的に示す立場にあると考えます。

消防力の適正配置の観点から、消防・救急・救助、さらに予防についても一体的に担う「消防署」を、市役所に隣接し、市域で最も災害リスクが集積している枚方市駅周辺に配置する、適正な消防体制を合理的に確立するという立場をしっかりと持って

いただき、枚方市との協議に臨んでいただくことを強く求めます。

そして、現枚方消防署の老朽化・耐震不足は、将来の懸念ではなく、現在進行形のリスクです。消防活動の安全性や職員の労働環境の面で深刻な課題を抱えています。それにもかかわらず、更新の方針もスケジュールも示さないまま時間が経過すること自体が、消防力低下というリスクを組織として容認していることとなります。

必要なのは、努力目標ではなく、「方針」及び「スケジュール」を明確にし、その結果に責任を負う姿勢です。あわせて、更新整備が完了するまでの間についても、現行施設が抱える耐震性、老朽化、安全管理上の課題を放置することなく、暫定的な措置を含め、可能な限りの対応（「暫定対応」）を講じることが不可欠です。

市民の生命と、最前線で働く消防職員の安全を守ることは、管理者に課せられた最も重い責務であると考えます。いかがでしょうか。ここで消防行政の責任者、管理者である伏見枚方市長のお考えを確認したいところなので、何らかのご見解があればご発言いただければと思います。

私のほうからは、結論を先送りするのではなく、市民の安全・安心を第一に考え、この先の枚方市を守り抜く消防体制を確立するという消防組合としての明確な意思と責任ある判断を示されることを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○奥大輔議長 これにて奥野美佳議員の質問を終結いたします。

次に、北川千尋議員の質問を許可します。

北川議員。

○北川千尋議員 一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、質問をいたします。

出初式は、消防関係者の士気高揚はもとより、市民の皆様に防災意識を高めていただく重要な行事であり、長年にわたり、防災文化を象徴する取組として実施されてきました。そのような中、寝屋川市域で開催される出初式については、これまで淀川河川敷太間地区で開催されてきたところですが、来年、令和8年については、寝屋川市駅前大通りさわやかロードで開催され、内容も大きく変更されると聞いています。

私自身も消防団員として毎年参加をしておりますが、非常に興味を持っていることから、以下、お伺いいたします。

1つ目、これまでの淀川河川敷から寝屋川市駅前に場所を変更することとなった経緯についてお伺いします。

2つ目、今回の出初式の目的やテーマをどのように考えているのかお伺いします。

3つ目、出初式の内容を変更するに当たって、実施しないこととなった内容と新たに実施することとなった内容についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 北川議員のご質問にお答えいたします。

まず、開催場所を変更することとなった経緯についてですが、これまで寝屋川市における出初式の開催場所でありました淀川河川敷太間公園内ラグビー場は、最寄り駅から離れていることや、消防車両の進入に制限があることなどから、従来の出初式の目的を維持するとともに、さらに消防をPRできる出初式となるよう検討した結果、寝屋川市駅前大通りさわやかロードで開催することとなったものでございます。

次に、出初式の目的、テーマについてですが、これまでも、市民に消防力を披露すること、消防職団員の任務遂行への決意を新たに士気高揚を図ること、消防に対する認識と信頼を深めること、防火防災の普及を図ることを目的に実施してきましたが、今回の出初式では、さらに消防をPRするといった観点から、新たに、子供が喜ぶ出初式をテーマに盛り込んだところでございます。

最後に、これまでとの変更点についてですが、消防ヘリコプターによる旋回及びメッセージ投下につきまして、市街地上空での飛行となり、緊急離着上の設定等が困難であるため、実施いたしません。また、一斉放水についても、水源の確保及び放水場所の観点から実施いたしません。また、一斉吹鳴については、市街地での実施となることから、これまでの消防組合及び消防団車両約80台から、消防組合車両6台に縮小して実施いたします。

新たに実施する内容につきましては、消防職団員への敬意を込めた観閲や消防組合及び消防団車両約50台を用いた車両行進パレード、梯子車による救出訓練や寝屋川市サービスゲートからの降下訓練なども含む、警防総合訓練を行い、見る人を飽きさせない内容を企画しています。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

北川議員。

○北川千尋議員 経緯等については分かりました。新たな取組として開催してみないと

分からないこともありますが、この毎年の出初式というものは、団員の士気を上げ、年始まりの消防使命の自覚を新たに作る本当に重要なものだと思っていますので、今回、場所を変えての開催であっても、まずは、団員にとってよいものとしていただきたいと思います。

また、多くの市民の目にも触れる機会となりますので、市民にとっても気づきや学びが得られるよう、すばらしいものとなることを期待しております。

次に、出初式における安全対策についてお伺いします。

これまでの河川敷での開催と比べ、寝屋川市駅前での開催となることで、観覧場所が狭くなります。その一方で、出初式の開催日には、ねや川戎大祭の最終日と重なることから、来場者が相当に増加することが予想されます。こうしたことから、開催に当たっては徹底した安全対策が求められます。具体的にどのような安全対策を講ずるつもりなのかお答えください。

以上、2回目の質問といたします。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 北川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

北川議員のご指摘のとおり、今回の出初式には大変多くの方々が来場されると予想していることから、警備会社と委託契約し、総勢103名の警備員及び消防職員35名の計138名を会場周辺に配置し、会場警備はもちろん、雑踏警備や違法駐車、自転車対策やテロ対策などに対応した警備計画を策定しています。

あわせて、傷病者や交通事故発生時の対応、不審者や拾得物、迷子対策など、寝屋川警察及び警備会社と連携し、安全対策を行う予定です。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

北川議員。

○北川千尋議員 今回、開催場所や内容を変更して実施される合同出初式は、市民にとって消防の役割や防災意識を改めて考えていただく、大変意義深い機会になるものと期待しております。だからこそ、来場される市民や関係者の安全確保を最優先に、想定されるリスクへの対策を含め、万全の準備を進めていただきたいと思います。

また、開催地となる寝屋川市の行政との綿密な連携は不可欠であり、警備や動線、周辺の対応などについて十分な調整を行っていただくことで、より円滑で安心な運営

につながるものと考えます。

新たな出初式が安全かつ市民に開かれた、記憶に残る行事となることを強く期待し、要望いたします。

以上で質問を終わります。

○**奥大輔議長** これにて北川千尋議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○**伏見隆管理者** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご出席いただき、また、提案させていただきました各案件について、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には、健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても、職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいり所存です。

また、新春の「消防出初式」につきましては、1月11日日曜日午前10時から、寝屋川市駅前大通りさわやかロードにおいて、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○**奥大輔議長** それでは、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末何かとご多用中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本当に1年というのは早いものであります。本年も残り僅かとなりました。皆様方

におかれましては、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

(午前11時47分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和7年12月23日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 奥 大 輔

枚方寝屋川消防組合議会

議員 奥 野 美 佳

枚方寝屋川消防組合議会

議員 北 川 千 尋